



日光市市報

4月号 (通巻38号) 1959年 4月8日発行
月刊毎月1日発行
編集 総務課庶務係
発行 者
栃木縣日光市中井町999
日光市役所
印刷 宇都宮市旭町
重要印刷株式会社



日光市市民憲章

「わたくしたち日光市民は
よい風習をそだてましょう」

「わたくしたち日光市民は
美しい環境をつくりましょう」

「わたくしたち日光市民は
生産の向上をはかりましょう」

「わたくしたち日光市民は
文化財の愛護につとめましょう」

「わたくしたち日光市民は
旅行者を温かく迎えますよう」

日光市市民憲章

昭和34年4月15日公布

この憲章は、わたくしたちが、聖地日光の市民である誇りをもって、郷土を美しくし、市民の生活を豊かにするために定めます。

わたくしたちは、お互いの幸福のために、よい市民としての自覚をもって、進んでこの憲章を守りましょう。

1. わたくしたち日光市民はよい風習をそだてましょう。
 - 定められた時間を守ること
 - 感謝の気持ちを忘れないこと
 - むだをはぶき貯蓄に励むこと
1. わたくしたち日光市民は美しい環境をつくりましょう。
 - 天然美の愛護につとめること
 - 公共施設を大切にすること
 - 家庭や職場の美化につとめること
1. わたくしたち日光市民は生産の向上をはかりましょう。
 - 工業技術の向上をはかること
 - 伝統ある工芸技術の保存と育成につとめること
 - 農林経営の合理化につとめること
1. わたくしたち日光市民は文化財の愛護につとめましょう。
 - 文化財を理解すること
 - 文化財の保護につとめること
 - 文化財を火災から守ること
1. わたくしたち日光市民は旅行者を温かく迎えますよう。
 - 親切に、心温かく接すること
 - 正直と誠実をもって応対すること
 - 交通道徳を守ること

日光市市民憲章の意義と内容

日光市は他に比類のない大自然の美しさと多くの文化財とに恵まれ、年間約三〇〇万人の内外観光客を受け入れている観光都市であり、大工場を擁する産業の都市であり、農林地帯も併せて形成されている。市民の約一〇〇倍に及ぶ観光客を受け入れる我が日光市民は、高い公徳心をもった市民でなければならぬし、今後さらに飛躍しようとするためには特に大事なことであるといわねばならない。

また観光のため来見された数多くの内外人の日光への注文をみても、何らか市民のよるべき規範があつて良いといふことは、しほしは論議され来たのであつた。これらの事情から市長は一昨年来市民憲章を制定したいといふことを、市議会に提唱、賛意を得、かつ市関係機関にもその可否を問ふたところ、その必要が認められるとの答が大部分であつた。

このようにして制定を決定した市民憲章は市民の総意に基づくことが妥当と考えられ、制定方式も市長立案の形をとることなく、本年一月二十日、日光市議会議長を始め各界代表二十五名の方にその草案作成の労をとることを頼み、各委員も市長の制定趣旨を諒として審議に協力、三月三日、日光市市民憲章の草案がまとまり市長に答申された。かくして市長は、三月十三日、日光市議会に提案、全員賛成をもって決定をみる事が出来た。

この決定に基づき市長は四月十五日市制五周年記念式典を期して制定公布、並びに宣言を行うことになつた。

市民憲章は審議委員会においていへる／＼な検討を加えられた結果

1. お互いの幸福のために、他人の権利を侵さない(他人に迷惑かけない)という民主主義の原理に則つたものであること。
2. 日光市民として守るべき基本的な規範であるといふこと。

以上の性格をもつものとされた。以上のことから、この憲章は五つの大きな項目からなりそれ／＼の項目に代表的な三つの実践目標があげられている。各項目の間に事の軽重はない。

さて、この憲章を普及し、市民の公徳心を高めることは大いに意義のあることであるが旧慣になれた我々にとつてこれを習慣となるまで実践して行くことは容易な事ではない、少しづつでも良いから日常生活を通じてこれを合言葉として実践して行くことがのぞましい。

市民憲章にうたわれていることがらを社会生活の上にとごとく実行して行くならばおよそ社会のみにくい争ひごとは起らないで済むだろうし、お互いが温かい心で人に接し他人に迷惑をかけないよう心がけていくならば日光市民の生活は大自然の美にもまして、しあわせなものとなるだろう。市民共同の認定事項であるから決して他からおしつけられるものではなく、違反すれば処罰されるといふものでもない、「お互いの幸福のためにやるうではないか」といふた申し合せであるから我々は誇りをもってこの憲章をお互いの身に付けていき度いものだ。

それが街を明るくし、豊かにし、お互いの幸福になるのだから……